

2020年4月23日

新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校休業期間中の 音楽科教科書の著作物利用 Q&A

教育出版株式会社 編集局音楽科

1. 学校が行う自宅学習用オンライン授業での利用について

Q1 教科書の紙面を映して利用できますか？

A1

①2020年5月6日まで（緊急事態宣言期間中）

教科書の著作権は「教科書著作権協会」で管理しており、緊急事態宣言の期間中である2020年5月6日まで、当該学校・地区の採用教科書の利用に限って無償許諾しています。

また、そこに含まれる楽譜に関しては、多くが「日本音楽著作権協会（JASRAC）」や「NexTone」などの音楽著作権管理団体の管理著作物であり、これらの団体も、学校休業期間における授業目的の公衆送信の利用を無償許諾しておりますので、可能と考えられます。ただし、上記管理団体の管理以外の著作物もございますので、ご利用にあたりましてはご留意ください。

また、写真やイラストなど、教科書発行社ではない第三者が権利をもっている著作物については許諾対象となっておりませんので、使用を避けていただきますようお願いいたします。映す場合は、別途許諾が必要になりますので、教科書著作権協会までその旨ご申請ください。

いずれにしましても、「授業目的」から外れないよう、対象は「授業を受ける者」と定められておりますので、児童生徒だけが見ることのできる限定公開の形を取ることが必要であり、また、配信は「教育を担任する者」と定められておりますので、学校のサーバーからの配信が基本となります。教育委員会主導の場合は、著作権者への許諾申請が必要となります。

②2020年4月28日から（授業目的公衆送信補償金制度の施行及び無償運用の特例）

2020年4月28日施行の、一定額の補償金を支払えば授業の目的で必要と認められる範囲の著作物を公衆送信することができる「授業目的公衆送信補償金制度」をふまえ、また今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴う多くの学校の臨時休業をうけ、特例として、2020年度中は補償金の支払いなしに授業目的で著作物を利用することが可能になります。（2021年度には有償使用に戻ります。）

詳しくは、一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）の HP をご覧ください。 <https://sartras.or.jp/>

この場合も「授業目的」から外れないよう、対象となる児童生徒だけが見ることができることのできる限定公開の形を取ることが必要であり、また学校のサーバーからの配信を基本とするため、教育委員会主導の場合は、著作権者への許諾申請が必要となります。

Q2 教科書の教材を演奏・配信して聴かせて利用できますか？

- A2 非営利のオンライン授業のための演奏であれば、観客からお金をとる形ではないため、許諾を得ることなく作品利用できると考えられます。また、その配信についても、主な音楽著作権管理団体が、学校休業期間における授業目的の公衆送信の利用を無償で許諾していますので、こちらも可能と考えられます。（Q1 の楽譜と同様、主な著作権管理団体の管理以外の著作物もございますので、留意が必要です。）
配信にあたっては、「授業目的」から外れないよう、対象となる児童生徒だけが見ることのできる限定公開の形を取ることが必要です。

Q3 指導書の CD の音源を配信して聴かせることは可能ですか？

- A3 音楽著作権に関しては、Q1、2 の楽譜と同様、音楽著作権管理団体が、学校休業期間における授業目的の配信利用を無償で許諾しておりますので、利用可能と考えられます。
ただし、CD に含まれる音源には「著作権」の他に、その原盤に関わる「著作隣接権」という権利があり、この権利は国内外のレコード会社や当社が持っています。利用の可否に関しては使用される音源によって様々ですので、当社にご相談ください。
なお、利用可の場合でも、「授業目的」から外れないよう、対象となる児童生徒だけが聴くことのできる限定公開の形を取ることや、音源データを児童生徒がダウンロードできないよう、ストリーミング配信とすること、休校措置終了後はサーバーからデータを必ず削除していただくことが必要です。

Q4 教科書を利用して作成したプリントやワークシートの配信は可能ですか？

- A4 休校措置間の授業目的で無償利用することは可能ですが、「授業目的」から外れないよう、対象となる児童生徒だけが見ることのできる限定公開の形を取ることが必要です。

Q5 HP 上の「まなびリンク」や音源配信等のコンテンツの、家庭での利用は可能ですか？

- A5 本サイトの上記コンテンツは、児童生徒が学校内の授業や自宅等での個人学習において教科書を使用する際、教材に関する参考情報として当社が用意したものです。
家庭での利用は可能ですが、この範囲外でのご利用はご遠慮ください。

2. 教育委員会が行う自宅学習用オンライン授業に関する利用について

「教科書著作権協会」においては、**Q1** の①で述べたように、当該地区・学校で使用している教科書については、教育委員会も無償利用ができるとしています（緊急事態宣言中の5月6日まで）。

しかし、日本音楽著作権協会などが管理する、音楽著作権については、「教育機関」による利用が前提となっていますので、教育委員会からの配信までは無償許諾されないと考えられます。したがって、音楽著作物に関しては利用を避けていただくか、利用される場合には管理団体に使用申請をしていただく必要があると思われます。

また、**Q1** の②で述べた「授業目的公衆送信補償金制度」の施行後に、教育目的における著作物利用の管理をする授業目的公衆送信補償金管理協会（SARTRAS）も、教育委員会からの配信は無償許諾されないと思われますので、利用される場合は教科書、楽譜等全てに関し許諾が必要と考えられます。

★関係管理団体★

一般社団法人 教科書著作権協会

<http://www.jactex.jp/>

一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）

<https://sartras.or.jp/>

一般社団法人 日本音楽著作権協会（JASRAC）

<https://www.jasrac.or.jp/>

株式会社 NexTone

<https://www.nex-tone.co.jp/>

以上